



平成 25 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社NFKホールディングス
代表者名 代表取締役社長 関口 陽介
(JASDAQ・コード6494)
問合せ先 取締役 古池 政巳
(電話番号 045-575-8000)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 14 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社元役員 6 名に対し損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」）を提起しておりましたが、平成 25 年 10 月 22 日付にて横浜地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日
横浜地方裁判所 平成25年10月22日
2. 訴訟の内容と経緯
 - (1) 訴訟の内容
 - ①請求金額
損害賠償金 1億4000万円及び遅延損害金
 - ②請求原因の概要
城寶 豊(元代表取締役)、田中 耕、久保田 隆(元代表取締役)ら、元取締役3名と、保田 力、山岸 照寛、光成 卓郎ら元監査役3名に対し、平成22年3月期決算において投資有価証券評価損として特別損失計上に至った匿名組合契約についての損害賠償請求となります。
 - (2) 訴訟の経緯
当社は、平成23年9月14日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、平成22年3月期決算において投資有価証券評価損として特別損失計上に至った匿名組合契約の締結に係る承認決議に関与した元取締役、および元監査役に対し、損害賠償請求及びその支払い交渉を行ってまいりました。しかしながら、元役員ら6名からは賠償に向けた誠実な回答を得られなかったため、本訴訟を提起し争ってまいりました。
3. 判決の内容
判決の内容は以下のとおりであります。
 - (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

本判決は到底承服しがたいものでありますので、当社の主張の正当性が認められるべく速やかに東京高等裁判所に対し控訴手続きを行う予定です。

なお、本訴訟の判決が当社業績に与える影響はございません。

以上